

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)**

2021年11月8日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、11月22日までとなっています。
なお、今回の主な変更点は以下のとおりです。

(1) 食料店(スーパーマーケットを含む)、薬局、郵便局、公共電気会社(DEI)、公共水道会社(EYDAP)、ガソリンスタンド、ペットショップ、クリーニング店、タバコ店、教会を除き、原則全ての公共施設、飲食店屋外部分、店舗等が「免疫者と非免疫者の混合」タイプとなり、利用者にはワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、または72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの陰性証明書(4歳～17歳は24時間以内のセルフテストでも可)のいずれかの提示が義務づけられる。

(2) 未成年者については、これまで一部店舗で例外が設けられていたが、この度、4歳～17歳については、全般的に24時間以内のセルフテストによる陰性証明書でも可とする。(※4歳未満は証明書の提示義務は免除です。)

(3) 施設・店舗等に対し、アルコール濃度70%以上の手指用消毒液の設置を義務づける。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。
https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20211108_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的で分かりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp